

宿泊施設における感染が疑われる方への対応についてQ & A

2020/07/24 現在

問1 感染予防対策を具体的にまとめたテキストはないか。

○ 以下の国の示す業種別ガイドラインを参照されたい。

▶ 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」

(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟 作成)

▶ 「ホテル業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」

(一般社団法人日本ホテル協会 作成)

問2 体調不良の宿泊客から申告があった際は、すべて保健所に連絡する必要があるか。

○ 「3 体調不良の方への対応」の(1)で示す「山梨県における保健所への相談目安」に該当する場合は、早急に保健所にご連絡いただきたい。

問3 感染が疑われる方がPCR検査を受けることとなった場合、その結果が明らかになるまで、他の宿泊客に対してどのような配慮が必要か。

○ PCR検査の有無に関わらず、すべての宿泊客に対して、入館時に以下の事項を丁寧に説明されたい。

▶ 館内でも家族以外と接する場合は常にマスクを着用すること

▶ 常に対人距離を確保すること

▶ 万が一、感染が疑われる方が発生した場合でも、

・ ご本人は部屋で待機するよう対応を徹底しており、

・ 全員がマスクを着用すれば感染のリスクを低減できること

○ 上記のような感染防止対策を講じていれば、宿泊者へ不安を煽らないよう、PCR検査の結果が判明するまでは、他の宿泊者への周知までは必要ないと考える。

問4 感染が疑われる方がチェックアウトした後、接触した従業員に対して保健所のフォローはあるのか。

- 利用客が検査で陽性の場合には、保健所が接触状況の調査を行い、濃厚接触者が判明した場合は検査をします。保健所の指示に従っていただきたい。
- 一方で、検査で陰性の場合や、検査が必要ないと判断された場合には、検温や体調不良の有無のチェックなどの健康管理を行うとともに、マスク着用や手洗い・手指消毒、対人距離の確保など、一般的な感染予防対策を徹底していただきたい。

問5 宿泊客に住所確認することの根拠は何か。

- 旅館業法第6条を参照されたい。

【旅館業法（昭和二十三年七月十二日）（法律第百三十八号）】

第六条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

- 宿泊者に陽性者が出た場合、接触者の把握を確実にするため、携帯電話番号など、後から必ず連絡が取れる情報を把握しておくことが重要である。

問6 マスク着用にあたっての注意点はありますか。

- 以下の事項に注意していただきたい。
 - マスクの表面には触れない
 - マスクを外すときは、ひもの部分を持ち外す
 - マスクを触った後には手洗い・手指消毒を徹底する
 - マスクは重ねて使用しても効果は変わらない
 - 鼻がマスクから出ないように、鼻先から顎下までマスクで覆う

問7 感染の拡大している地域からの宿泊客と他の地域の宿泊客との部屋を居住地ごとに分けるべきか。

- 感染者が出ていない地域はほぼなく、宿泊施設内の人の移動を分けることは不可能であるので、効果は期待できない。
- 問9で例示する清掃を徹底し、マスク着用や手洗い手指消毒、対人距離の確保など、一般的な感染予防対策を徹底することが重要である。

問8 食事の提供が大部屋しかない場合は、どのような準備をしておけば、事態を最小限に抑えることができるか

- 日ごろから他のグループ同士が接触しないよう、時間と空間を分けるような対策が必要である。具体的には、以下の事項が考えられる。
 - グループ毎に距離をとる（できるだけ2 m）
 - グループ毎に食事の時間を区切るなど、入場人数や滞在時間を制限する
 - 同じ従業員による掛け持ちをできるだけ少なくするため、担当スタッフを限定する
 - 感染が疑われる方は、自室での喫食とする
 - ビュッフェ形式で食事を提供する場合には
 - ・ 小皿での提供や従業員による取り分けを行う
 - ・ 宿泊者による取り分けを行う場合は、マスク着用のうえ、不特定多数が接触するものを減らす

問9 客室は具体的にどのように清掃したらよいか。

- 感染が疑われる方の利用の有無に限らず、以下の事項に注意したうえ、通常行うような清掃を行っていただきたい。
 - マスクや使い捨ての手袋、使い捨てのビニールエプロンや割烹着などを着用する
 - 清掃前に10分程度の換気を行う
 - 清掃中は顔には絶対に触れない
 - 清掃の前後やマスクを触った後、手袋をとった後は、手洗い・手指消毒を徹底する
 - 清掃時はなるべく埃を立てない
 - アルコールや希釈次亜塩素酸（0.05～0.1%）で高頻度に接触する場所やトイレ、風呂などを清拭する（一般的に販売されている6%の次亜塩素酸であれば、1/60～1/120に薄める程度が良い）
 - 次の宿泊客が利用する際には、換気（2時間程度）を徹底する
 - PCR検査を受けることになった方が利用したりネンは、結果が判明するまでビニール袋に入れておく。使用者の陽性が判明した際には、80℃で10分以上の熱水洗浄が必要となる（対応できる業者への委託が想定される）
 - PCR検査を受けることになった方が利用する部屋を清掃する従業員をあらかじめ限定しておく。従業員を限定できない場合は、このような部屋の清掃、片付けは他の部屋の清掃片付けが終わった後、最後に実施する

問10 従業員のユニフォームはどのように洗濯したらよいか。

- 感染が疑われる方と接触のない場合は、通常通りの管理で問題ない。
- 接触のある場合は、ビニール袋に入れておく。陽性が判明した際には、80℃で10分以上の熱水洗浄が必要となるので、対応できる業者への委託が想定される。

問11 掃除以外に使い捨て手袋で対応しなければならないのはどんな場合か。

- リネンの交換、食事の配膳下膳、体調不良者の介護をする場面が想定される。

問12 都内在住者を雇用している。PCR検査の陰性はどの程度信用できるものか。シフト編成時の注意点はありますか。

- 無症状でPCR検査が陰性であれば、検査検体を採取した時点では問題がないと考えられる。
- ただし、検体採取後から現時点までの行動歴によって感染している恐れがあるため、就業前、就業中の体調チェックや、マスク着用、手洗い・手指消毒、対人距離の確保など、一般的な感染予防対策を徹底されたい。

問13 従業員の休憩室や仮眠室、更衣室で注意することがあるか。

- 以下の例が考えられる。
 - 三つの密（密閉、密集、密接）をさける
 - 高頻度に接触する場所を清拭消毒する
 - 休憩中であってもマスクを着用する
 - 休憩中に大きな声で会話しながら喫食しない
 - おやつや飲料を回し食べ、回し飲みをしない
 - 客室と同じようにリネンを管理する

問14 従業員には日ごろよりどのような管理を行うべきか。

- 以下の例が考えられる
 - 勤務記録を整理する（出勤、退勤時間）
 - 就業前には健康観察をすること（検温、体調不良の有無）
 - 体調不良の自覚症状を職場に躊躇なく申し出られる環境をつくる
 - 体調不良時には自宅待機させる